

【継】しろい子どもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画）
策定業務委託仕様書

1 委託業務名

【継】しろい子どもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画）
策定業務委託

2 目的

市では、「白井市第5次総合計画」における子ども・子育て分野の個別計画である「しろい子どもプラン（第2期白井市子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、子ども・子育て支援施策及び子どもの貧困対策等を一体的に推進しているところであるが、同プランが令和6年度をもって終了することから、令和7年度から令和11年度を計画期間とする、「しろい子どもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「次期計画」という。）の策定をする。

次期計画を策定するにあたっては、市の最上位計画ある「総合計画」や健康・福祉の基幹計画である「地域福祉計画」との整合を図り、子ども・子育て分野の個別計画として位置づける。

また、令和5年4月1日に施行されたこども基本法に基づく「市町村こども計画」として、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」や子どもの貧困対策、母子保健計画等を包含する、こども施策についての一体的な計画とするため、市における現行計画の現状分析・評価及び課題等を整理し、こどもや子育て当事者等の意見を的確に把握するためのアンケート調査に加え、地域社会で子育てを支援している団体等や高等学校相当年齢以上の若者に対して直接的な声を聴く機会を設けるなどの意見聴取を実施し、その結果を踏まえた次期計画策定を行う。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月25日（火）まで

4 策定業務における留意点

本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、次の関係法令等を勘案した、こども施策についての一体的な計画策定とする。

特に、令和5年4月1日施行のこども基本法の規定により国が策定を進めている「こども大綱」や同法第11条に規定する「こども等の意見の反映」に留意すること。

- ・こども基本法
- ・子ども・子育て支援法
- ・次世代育成支援対策推進法
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ・子ども・若者育成支援推進法
- ・少子化社会対策基本法
- ・母子保健計画について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・千葉県の関連計画（子ども・子育て支援プラン、青少年総合プラン等）
- ・本市の関連計画（総合計画、地域福祉計画等）、その他の関係法令及び規程

5 業務内容

【令和5年度】

(1) 現状分析・課題整理

現行計画の進捗状況等の現状を分析・評価し、課題等を整理する。

(2) ニーズ調査

市民の子育てに関する生活実態や要望等についてアンケート調査を行い、次期計画策定の基礎資料として集計及び分析を行う。

ア 調査票等の調製

(ア) 調査項目の設定については、現行計画策定時に実施したアンケート調査、国の指針等によるもののほか、委託者との打ち合わせにより設定する。

現行計画策定時のニーズ調査の回収率を参考に、回収率向上のための方策を本市へ提示すること。

また、調査票（市長あいさつ文、調査依頼文書を含む）は見本を作成し、委託者に確認をとること。

(イ) 調査票はA4中綴じ、両面1色刷り、色上質紙54kg程度とする。

イ 調査対象者及びサンプル数

※下記（イ）～（オ）については、転入・転出等の発生状況等による対象人数に変更が生じる場合も対応すること。

(ア) 就学前児童の保護者 1,600名

(イ) 小学生の保護者 600名

(ウ) 小学生本人 600名

(エ) 中学生の保護者 600名

(オ) 中学生本人 600名

ウ 調査方法

・就学前児童の保護者：郵送による配布・回収とする。

・小・中学生本人及びその保護者：学校を通じた配布・回収とする。

受託者は調査票の印刷のほか、発送用（角2）及び返信用（長3）封筒並びに礼状兼督促はがきの印刷、発送用封筒への調査票等の封入封緘作業、宛名ラベルの貼り付け、郵便物の発送を行うものとする。

※上記イの（ア）のサンプル抽出及び発送に必要な宛名ラベルの作成は委託者が実施し、受託者に提供する。

※返信用封筒は料金受取人払いとし宛先は白井市役所とする。回収した調査票は市より受託者へ送付する。なお、回収に係る郵便料金は委託者の負担とする。

エ 集計・分析

受託者は、回収した調査票のデータ入力、単純集計、クロス集計、自由記入回答のとりまとめのうえ分析を行い、ニーズ調査報告書を作成すること。なお、調査票の回収率については、郵送配布は60%、学校配布のうち、保護者分は60%、児童・生徒分は95%を想定している。また、集計結果の速報値を調査票回収後1カ月以内に市に報告すること。

(3) 会議運営支援

白井市子ども・子育て会議及び庁内策定会議等へのオブザーバーとしての出席、会議開催にあたり必要となる資料作成、必要な助言、議事録（摘録）の作成等、会議運営支援を行う。

※いずれの会議も令和5年度中、3回程度開催予定、原則平日の日中帯

(4) 見込量の算出及び目標量の設定

推計人口値及びニーズ調査をもとに、教育、保育等子ども・子育て支援事業における量の見込みを算出し、課題の抽出と併せて目標量を算出する。

(5) 成果品

ア ニーズ調査報告書（速報版）

原稿1部

イ ニーズ調査報告書（完成版）

A4判 あじろ綴じ製本 80部

※250ページ程度 1色刷り 表紙：アトモス紙 本文：上質紙

ウ 上記ア及びイに係るデータを収録した電子媒体（CD-R等）

【令和6年度】

(1) 施設意向調査及び結果分析

市内の教育、保育施設等に対する意向調査を行い、次期計画策定の基礎資料として集計及び分析を行う。

ア 調査票等の調製

調査項目の設定、調査対象については、受託者からの提案により委託者との打ち合わせのうえ設定するものとする。

イ 調査方法

郵送による配布・回収とする。

※発送及び回収に使用する封筒は市で用意する。

※発送に必要な宛名ラベルの作成は委託者が実施し、受託者に提供する。

※返信用封筒に切手を貼付し宛先は白井市役所とする。回収した調査票は市より受託者へ送付する。なお、調査実施にかかる費用は全て受託者の負担とする。

ウ 集計・分析

回収した調査票については、令和5年度に実施するニーズ調査に準じた集計・分析を行い、報告書を作成すること。

(2) こども施策の対象となるこども又はその他の関係者からの意見把握

令和5年度に実施するニーズ調査（アンケート調査）の検証、定性的な補足、同アンケート調査の対象以外のこども施策の対象となる者の意見を把握するため、直接的な生の声を聴く場等を設け、次期計画策定の基礎資料として集計及び分析を行う。

意見等の調査方法や調査対象については受託者からの提案により委託者との打ち合わせのうえ設定するものとする。

なお、調査方法や調査対象としての事例は次のとおり。

【調査方法】

ワークショップ、インタビューなど

【調査対象】

地域の子育て支援者・団体等及び支援を受けているこどもや保護者、高等学校年齢相当以上の若者など

(3) 次期計画策定

ア 次期計画骨子案及び素案の作成

国が策定したこども大綱やその他関係法令・指針等を勘案し、ニーズ調査等の基礎調査結果をもとに次期計画の骨子案及び素案を作成すること。

イ パブリックコメントの実施支援

次期計画の素案に対して実施するパブリックコメントの資料作成及び意見集約を行うこと。

ウ 啓発用広報の企画及び原稿の作成

パブリックコメント実施前及び確定した次期計画概要についての広報原稿を作成すること。

※各タブロイド判1ページ程度

エ 次期計画書・概要書の編集・作成

パブリックコメント、庁内策定会議及び白井市子ども・子育て会議における審議結果等に基づき計画素案に補足、修正を行い計画書・概要書を編集・作成すること。

なお、計画書・概要書ともに、こどもや一般市民に伝わる、わかりやすいデザイン、レイアウト等を受託者からの提案により委託者との打ち合わせのうえ作成するものとする。

(4) 会議運営支援

白井市子ども・子育て会議及びその事前に予定する庁内策定会議等へのオブザーバーとしての出席、会議開催にあたり必要となる資料作成、必要な助言、議事録（摘録）の作成等、会議運営支援を行うこと。

※令和6年度中、子ども・子育て会議は3回程度開催予定、庁内策定会議等は5回程度開催を予定、原則平日の日中帯

(5) 成果品

ア 施設意向調査報告書

原稿1部

イ こども施策の対象となるこども又はその他の関係者からの意見把握報告書

原稿1部

ウ 次期計画書(概要版)

原稿1部

※8ページ程度

エ 次期計画書(完成版)

A4判 あじろ綴じ製本 200部

※100ページ程度 1色刷り 表紙:アトモス紙 本文:上質紙

オ 上記アからエに係るデータを収録した電子媒体(CD-R等)

6 その他

- (1) 受託者は、常に委託者からの連絡を受けることができる体制を整えることとし、委託者から打ち合わせの要請があった場合には、委託者の指定する場所に出向くこと。なお、打ち合わせには、原則、本業務の主担当者または統括責任者が出席すること。
- (2) 受託者は、契約期間中常に国の動向に注視し委託者への情報提供を行うとともに、その結果本業務の内容に変更が必要となる場合には、委託者と協議のうえ、方向性を決定すること。
- (3) 本業務の成果品及び成果品を構成する各要素の所有権及び著作権は、全て委託者に帰属する。